

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和元年11月19日（火） 8：28～8：38

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国务大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国务大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

森まさこ 国务大臣（法務大臣）

茂木敏充 国务大臣（外務大臣）

萩生田光一 国务大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国务大臣（厚生労働大臣）

江藤拓 国务大臣（農林水産大臣）

梶山弘志 国务大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤羽一嘉 国务大臣（国土交通大臣）

小泉進次郎 国务大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

河野太郎 国务大臣（防衛大臣）

菅義偉 国务大臣（内閣官房長官）

田中徳 国务大臣（復興大臣）

武田良太 国务大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

衛藤晟一 国务大臣（内閣府特命担当大臣）

竹本直一 国务大臣（内閣府特命担当大臣）

西村康稔 国务大臣（内閣府特命担当大臣）

北村誠吾 国务大臣（内閣府特命担当大臣）

橋本聖子 国务大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村明宏 内閣官房副長官

岡田直樹 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 8件

○国会提出案件 9件

○公布（法律） 6件

○政令 5件

○人事 1件

いずれも，案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、平成30年度決算等の国会提出について、御決定をお願いいたします。本件は、財政法等の規定に基づき、一般会計歳入歳出決算等を会計検査院の検査報告とともに、国会に提出するものであります。

次に、国立研究開発法人科学技術振興機構の「革新的新技術研究開発業務報告書」及び「特定公募型研究開発業務報告書」、独立行政法人日本学術振興会の「学術研究助成業務報告書」並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターの「スポーツ振興投票の収益使途報告書」を文部科学大臣の意見を付して国会に報告すること、及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の「特定公募型研究開発業務報告書」を経済産業大臣の意見を付して国会に報告することについて、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、文部科学大臣及び経済産業大臣からそれぞれ御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書4件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正法」外5件が、15日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「古物営業法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法のうち、古物営業の許可単位の見直しに関する規定の施行期日を令和2年4月1日と定めるものであり、「古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正令」は、同改正法の施行に伴い、古物営業法施行令等、関係政令の規定の整理を行うものであります。

次に、「マイナンバー法施行令の一部を改正する政令」は、法人番号の利用状況の変化に鑑み、法人番号等の公表を速やかに行うため、法人番号の指定をした後に当該番号等の公表を行うこととするものであります。

次に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、同法の適用対象となる給付金として、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の規定による交付金を追加するものであります。

次に、「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」は、国際的な平和及び安全の維持のため、デトネーションエンジン等について、輸出に際し許可を要することとする等の措置を講ずるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。新谷幸彦外313名の叙位又は叙勲等について、御決定をお願いいたします。なお、独立行政法人国際協力機構名誉顧問緒方貞子を従三位に叙するものがあります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、文部科学大臣。

○萩生田国務大臣：平成30年度に国立研究開発法人科学技術振興機構が実施した

「革新的新技術研究開発業務」及び「特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）」並びに独立行政法人日本学術振興会が実施した「学術研究助成業務」並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターの平成30年度「スポーツ振興投票に係る収益の使途」に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について申し上げます。

革新的新技術研究開発業務については、総合科学技術・イノベーション会議の決定に基づき、98億円の研究費を執行し、プログラム・マネージャーの雇用及び支援等を行うとともに、基金の残額10億円を国庫に納付いたしました。

特定公募型研究開発業務については、800億円の基金を造成し、事業実施に必要な体制や、関係規程の整備等を行いました。

学術研究助成業務については、6万3,652件の研究課題に対して、876億円を交付いたしました。

スポーツ振興投票に係る収益の使途については、223億円をスポーツ振興のための助成事業に充当し、62億円を国庫に納付いたしました。

これらの業務及び収益の使途について、文部科学大臣として、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったとの意見を付しております。

なお、学術研究助成業務及びスポーツ振興投票に係る収益の使途に関して、一部に不適切な経費執行や不正受給が発生していることに鑑み、日本学術振興会及び日本スポーツ振興センターにおいて、不正防止に向けた取組を進めているところです。文部科学省としても、その取組が適切に行われるよう、しっかりと対処してまいります。

○菅国務大臣：次に、経済産業大臣。

○梶山国務大臣：平成30年度に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が実施した特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について申し上げます。

特定公募型研究開発業務については、200億円の基金を造成し、事業実施に必要な体制や、関係規程の整備等を行いました。

この業務について、経済産業大臣として、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったとの意見を付しております。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 (令和元年)
11月19日 (火)

◎一般案件

資料あり
資料あり

- 1. 平成30年度一般会計歳入歳出決算を国会に提出すること
 - 1. 平成30年度特別会計歳入歳出決算を国会に提出すること
 - 1. 平成30年度国税収納金整理資金受払計算書を国会に提出すること
 - 1. 平成30年度政府関係機関決算書を国会に提出すること
 - 1. 平成30年度国の債権の現在額総報告を国会に報告すること
 - 1. 平成30年度物品増減及び現在額総報告を国会に報告すること
 - 1. 平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書を国会に報告すること
 - 1. 平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書を国会に報告すること
- について (決定) (財務省)

◎国会提出案件

資料あり
資料あり

- 1. 国立研究開発法人科学技術振興機構平成30年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
- 1. 国立研究開発法人科学技術振興機構平成30年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
- 1. 独立行政法人日本学術振興会平成30年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

資料あり

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター平成30年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

について（決定）（文部科学省）

- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構平成30年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について（決定）（経済産業省）

〃

- 1. 参議院議員吉田忠智（立憲・国民・新緑風会・社民）提出コンセッション事業の推進がもたらす自治行政のあり方の変化に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣府本府）
1. 参議院議員吉田忠智（立憲・国民・新緑風会・社民）提出コンセッション事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員丸山穂高（無）提出旧朝鮮半島出身労働者問題に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
1. 衆議院議員初鹿明博（立国社）提出上皇上皇后両陛下の御仮寓所となる「高輪皇族邸」と羽田空港新飛行ルートによる影響に関する質問に対する答弁書について（決定）（国土交通省）

◎ 公布（法律）

資料なし

- ☆ 1. 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（決定）
1. 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（決定）

1. ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（決定）
1. ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（決定）

◎政 令

資料あり
あり

- 古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（警察庁）
- 〃 ○古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（決定）（経済産業省）

◎人 事

資料あり
あり

- 元特定郵便局長新谷幸彦外313名の叙位又は叙勲等について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]